

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会 ワーキンググループ設置要綱

平成 27 年 5 月 28 日

企画・調査部会決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱（平成 12 年 7 月 11 日決定）第 6 条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の設置及び運営に関し必要な事項について定める。

(ワーキンググループ)

第 2 条 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて必要な検討を行うため、企画・調査部会に、次のワーキンググループを設置する。

- (1) 基準検討ワーキンググループ 定数 10 名以内
- (2) ケアマネジメント検討ワーキンググループ 定数 10 名以内

- 2 第 1 項の各号に掲げるワーキンググループの所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 ワーキンググループに属すべき委員及び臨時委員は、部会長が指名する。
- 4 ワーキンググループに座長を置き、座長は、ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
- 5 座長は、そのワーキンググループの会務を総理する。
- 6 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。
- 7 ワーキンググループは、座長が招集する。
- 8 ワーキンググループは、ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

(関係者の出席)

第 3 条 座長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループに関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 ワーキンググループの庶務は、保健福祉局高齢福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営等に関し必要な事項は、ワーキンググループが定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 29 日より施行する。

別表（第2条関係）

ワーキンググループの所掌事務

1 基準検討ワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施するサービスの基準、単価、利用者負担等の検討に関すること
- (2) その他、総合事業の立ち上げに関して必要と認められること

2 ケアマネジメント検討ワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施する介護予防ケアマネジメントに必要なプロセス、アセスメントツール、様式等の検討に関すること
- (2) その他、総合事業で実施する介護予防ケアマネジメントに関して必要と認められること